

査答申情第43号

平成24年3月13日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田 榮 仁 郎

行政文書不開示決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成23年7月7日付け生職第43号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「職員採用試験の集団及び個人面接の面接者の判明する資料（過去10年間）」の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第43号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長が平成23年5月27日付け生職第22号で行った行政文書不開示決定のうち市長の氏名、役職、試験種別、役割、採用分野及び採用職種を不開示とした部分については取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成23年5月27日付け生職第22号でした行政文書不開示決定のうち市長が面接に参加したことが記載された部分については、取り消し開示すべきである。

2 異議申立ての理由

生駒市は、不開示決定の理由として生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号の事務の適正な遂行に支障が生じると述べているが、奈良県下でもトップクラスの待遇である生駒市職員採用については、公平公正が重要であり、市長が面接に参加し採用の中心的役割を担うことは、市長の恣意的な採用を認めることとなるため市長が参加した面接についてはその氏名が開示されるべきである。

第3 実施機関の主張

面接試験官の氏名や役職が開示されると、面接試験官に対し受験者などから自己に有利な評価を求める違法又は不当な働きかけや不採用者からの不満などが、直接、間接を問わず行われることが予想されるとともに、それらの行為を容易にするおそれがある。

たとえ市長であっても、それらの行為を受ける可能性は捨てきれず、それらの行為を防ぐための方策として面接試験官の氏名や職を明らかにしないことが有益であると考えます。

また、違法又は不当な働きかけなどが行われた場合、それらを排除する事

務のみならず、市民への説明や報道機関への公表や取材など、様々な対応も必要となり、時間的な制約がある中で行われる採用試験の実施に大きな影響を及ぼすことも予想される。

以上のように、実施機関としては、違法又は不当な働きかけなどの事態を防止することが第一に重要であると考え、面接試験官の氏名や職を開示した場合の懸念と円滑な採用試験の実施を比較すると、本件開示請求に対しては不開示とすることが適切であると考えます。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件開示請求の行政文書について

本件行政文書には、過去10年間で実施（採用試験実施年度は、平成14年度、平成16年度、平成18年度から平成22年度）された採用試験資料のうち、面接試験官の氏名や職、担当する職種や試験の日時などが記載されている。

##### 2 条例第7条第5号の該当性について

(1) 条例第7条第5号は、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国などの財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を不開示情報として規定している。

(2) これを本件行政文書について検討していく。

不開示理由として実施機関は、特別職や一般職の区別なく面接試験官の氏名や職が明らかになると、受験者などから自己に有利な評価を求める働きかけや不採用者からの不満などが寄せられることが懸念され、それらの対応処理に多大な事務や時間が費やされ、採用試験が適切に実施できない恐れがあることから、面接試験官の氏名や職について条例第7条第5号に該当すると述べている。

一方、生駒市が実施した職員採用試験の面接試験は、特別職、一般職及び年度により外部委員を加えた三者で行われており、異議申立人は、三者の中で特別職である市長が面接に関与していることを確認したいと述べ、市長が面接試験官であると判明する文書の開示を求めている。

一般的に市長の氏名や職はすでに広く公になっているものであり、市長が面接試験官であるということが判明したからといって、実施機関のいう不正な働きかけが増加したり、容易になったりするという主張に明確な根拠はなく、たとえ不正な働きかけがあったとしても、市長の地位、職責及び職務の性質等に鑑みて、面接に影響を及ぼすとは考えられない。

また、万一、市長に対しそれらの働きかけが行われた場合であっても、その対応の結果として多大な事務や時間が費やされ、採用試験を適切に実施できないような事態を招くとも考えられないことから、実施機関の説明は、特別な根拠はなく単なるおそれに過ぎない。

以上のように、実施機関が不開示理由として述べている内容は、単なるおそれに過ぎず具体性がなく、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは言えないものである。よって、市長の氏名、役職、試験種別、役割、採用分野及び採用職種が記載されている部分については、不開示とすべき理由はない。したがって条例第7条第5号には該当しない。

## 第5 結論

以上のとおり、本件申立の趣旨は相当であるから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 7 月 7 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 23 年 7 月 25 日	○ 実施機関から理由説明書の提出。
平成 23 年 8 月 30 日 本件第 1 回 審査会 (通算第 65 回 審査会)	○ 事務局より概要の説明を行った。 ○ 実施機関の理由説明及び質疑を行った。 ○ 審議を行った。
平成 23 年 9 月 12 日 本件第 2 回 審査会 (通算第 66 回 審査会)	○ 実施機関の理由説明を審議した。
平成 23 年 10 月 11 日 本件第 3 回 審査会 (通算第 67 回 審査会)	○ 実施機関追加理由説明及び質疑を行った。 ○ 審議を行った。
平成 23 年 11 月 8 日 本件第 4 回 審査会 (通算第 68 回 審査会)	○ 論点整理を行った。
平成 23 年 11 月 30 日 本件第 5 回 審査会 (通算第 69 回 審査会)	○ 異議申立人の申立の内容について審議。 ○ 答申案の審議を行った
平成 23 年 12 月 28 日 本件第 6 回 審査会 (通算第 70 回 審査会)	○ 答申案の審議を行った。
平成 24 年 1 月 23 日 本件第 7 回 審査会 (通算第 71 回 審査会)	○ 答申案の審議を行った。
平成 24 年 2 月 28 日 本件第 8 回 審査会 (通算第 72 回 審査会)	○ 答申案を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

役職	氏名	職業等	備考
委員	石田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
委員	緒方 賢史	弁護士（奈良弁護士会所属）	
委員	金谷 重樹	摂南大学教授	職務代理
委員	田中 啓義	弁護士（奈良弁護士会所属）	
委員	和島 美枝子	弁護士（奈良弁護士会所属）	